

(令和5年10月1日以降対象分)

診療・検査医療機関設備整備事業について(個人防護具)

令和6年2月15日

地域医療連携課

募集期間

令和6年2月15日(木)～令和6年2月29日(木)

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する診療・検査医療機関を確保することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

2 補助対象事業者及び補助条件

補助対象事業者

令和6年3月31日までに新型コロナ感染症患者を診療した実績(疑い患者を含む)がある診療・検査医療機関

※令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業(帰国者・接触者外来等設備整備事業含む)による補助を受けた医療機関も対象です。

補助条件

※診療実績は、必ず医療機関等情報支援システム(G-MIS)にご入力ください。

県において、G-MISにより、診療実績を確認させていただきます。

※診療実績を確認できない場合には、補助金をお支払いできません。既に補助金を受領済みの場合は、補助金の返還が必要となります。

3 対象となる経費と設備

令和5年10月1日(又は10月1日以降の診療・検査医療機関の指定日)以降に生じた経費であり、令和6年3月31日までに納品・設置が完了するものに限りです。(補助率10/10)

個人防護具

(1)個人防護具(マスク・ゴーグル・ガウン・グローブ・キャップ・フェイスシールド)

(上限額:1人当たり 3,600円)

対象期間:令和6年1月10日～段階1以上の期間

※県が医療機関に確保病床の確保を依頼している期間(段階1～3)に使用したものに限りです。

※補助対象期間の終了後、県より通知します。

4 補助金の額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の金額を補助します。

5 補助金交付までの流れと申請書類

主体	内容	提出書類	申請期限
① 医療機関	○事前エントリー 本申請に先立ち、個人防護具補助金申請の意向を確認	(申請様式EXCELシートに入力) ・提出時点までの使用実績・納品実績等を「基本情報」から「補助条件確認書(新規)」までのシートに入力 (上記と別に添付が必要な書類) ・納品書等(内訳及び金額が分かるもの) ・金融機関振込先通帳の写し	令和6年2月29日(木) ※厳守 (期限までに事前エントリーしない場合は交付申請できません)
② 医療機関	○本申請 補助対象期間の終了後、交付申請・実績報告書・請求の書類を提出	(申請様式EXCELシートに入力) ・申込時の様式から「①個人防護具使用実績」「②個人防護具積算」のみ再入力 (上記と別に添付が必要な書類) ・納品書等(内訳及び金額がわかるもの)※追加がある場合	補助対象期間終了の通知～ 令和6年4月10日(水)まで
③ 県庁	・交付決定書 ・交付額確定通知 ・補助金の交付		

※交付決定後に①補助事業の内容に著しい変更がある場合、②補助対象経費に30%を超える変更がある場合は、実績報告書提出の前に変更承認申請書(第2号様式)を関係書類とともに県へ提出し、承認を受ける必要があります。

※また、事業を中止する場合は、中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を提出してください。

※補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告する必要があります。(第7号様式)

※補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を県に返還すること

になります。

6 申請方法

奈良県電子自治体共同運営システム電子サービス(e-古都なら)により申請をお願いします。

7 その他

補助事業の実施により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することはできませんので、ご注意ください。

また、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。

8 問い合わせ先

(お問い合わせの前に、申請にあたっての注意事項・Q&Aをご確認ください。)

奈良県地域医療連携課新型コロナ医療対策係 TEL:0742-27-8801

令和6年2月15日作成